

「社会保障と税の一体改革」関連八法

〈社会保障と税の一体改革〉

8月の国会審議で可決・成立した多くの法律が、8月22日の官報で公布されました。

この中には、私達と関連の深い厚労省関連の法律も記載されています。

(いわゆる「社会保障と税の一体改革・関連八法」・H24年法律第62号～第69号)

前回の塾 (H24.9.13) で、官報・P1～P3 を配布しましたので、P4～を添付・確認します。

◆「公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律」 (法律第62号)

I. 「国民年金法」の一部改正

1. 老齢基礎年金の受給資格期間の短縮 (国年26条) : 25年 ⇒ 10年 [H27.10～・10%]
2. 遺族基礎年金の遺族の範囲 (37条) : 子又は子のある妻 ⇒ 子又は子のある配偶者

[H26.4～・8%]

II. 「厚生年金保険法」の一部改正

1. 短時間労働者への適用拡大 (厚年12条) : H28.10～ 【500人以下は3年猶予】
★3/4以上、20hr/週以上、1年以上の見込み、88,000円/月以上
2. 老齢厚生年金の受給資格期間の短縮 (42条) : 25年 ⇒ 10年 [H27.10～・10%]
3. 産前産後休業期間中の保険料免除 (81条の2の2) : 2年内

III. 「国民年金法等の一部を改正する法律」の一部改正

特定年度 (基礎年金の国庫負担を1/2にする年度) を H26年度とする [H26.4.1～]

IV. 関係法律の一部改正

1. 私学共済、健康保険の短時間労働者の加入要件も 厚年(12条) に合わせる
2. 国共済、地共済、私学共済も、退職共済年金の資格期間を 25年 ⇒ 10年 とする
3. 国共済、地共済、私学共済、健保、船員保険も、産前産後の保険料を免除する
4. 国共済、地共済、私学共済も、H26年度から国庫負担 1/2とする
5. 6. 「高齢者の医療の確保・・・」、「介護保険法」負担保険料・・・

V. 附則関係

1. 検討等

- (一). 低所得者についての基礎年金の最低保障機能の強化は、・・・ 所要の措置
- (四). 高所得者についての老齢基礎年金の支給停止は、引き続き検討・・・
- (五). 国年1号被保険者の産前産後 (相当期間) の保険料免除は、検討を行う・・・

2. 経過措置

当分の間 (3年間)、500人以下の場合、短時間労働者の社会保障適用を猶予

VI. 施行

- ・ (原則) H27.10.1(消費税 10%) ～ 施行 : 受給資格期間の短縮
- ・ 遺族年金 (厚年37条)、国庫負担 1/2化 (国共、地共、私学も同) : H26.4.1(消費税 8%) ～
- ・ 産前産後の保険料免除 : (H24.8.22 から) 2年以内の定める日
- ・ 短時間労働者の加入 : H28.10.1 ～

◆「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律」
(法律第63号) [H27.10～ 施行。(一部は1年内)]

I. 「厚生年金保険法」の一部改正

1. 厚年法 第12条(適用除外) から、国共、地共、私学 を削除する

➡ ◆ 被保険者の種別

- ・第1号厚年被保険者：厚生年加入者
- ・第2号厚年被保険者：国共済加入者
- ・第3号厚年被保険者：地共済加入者
- ・第4号厚年被保険者：私学共加入者

2. 制度間差異の解消

(一). 公務員の被保険者資格に、70才の年齢制限を設ける (厚年法 9条)

➡ (二). 厚年の在老停止の仕組みを、国会議員、地方議会議員にも適用する (46条)

(三). 公務員等の低在老の支給停止調整額を 46⇒28万円に低下する

➡ 70才以上 (H19.4) への高在老適用を S12.4.1以前生れにも適用する

◆ H16附43条経過措置の廃止。最大減額：(年金+賃金)の10%以内

(四). 公務員等の障害給付に 保険料納付要件 を課す (47条)

(五). 公務員等の 遺族給付の転給制度 を廃止する (59条)

(六).(七.) 2種別以上を合算し 20年以上で、加給・中高齢寡婦加算を支給する

★ 端数処理：(共済に合わせて) 1円未満の切捨てた端数の合計額を 2月の支払期月に1年分を加算

★ 「実施機関」の存在・機能に注目!! (事務・実務を実施する ⇨ これまでの共済・事務組合)

★(私見) 一元化とは：①.制度の一元化 ②.財政の一元化 ③.組織の一元化

◆「社会保障制度改革推進法」(第64号)

- ・「社会保障制度改革国民会議」の設置
- ・自助、共助、公助を適切に組み合わせて、国民の自立した生活を目指す
- ・年金、医療、介護は 社会保険制度を基本とし、主要財源は消費税
- ・生活保護制度の見直し 等

◆「子ども・子育て支援法」(第65号)

◆「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」(第66号)

◆「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律」(第67号)

◆「社会保障の安定財源・・・消費税法の一部を改正する等の法律」(第68号)

◆「社会保障の安定財源・・・地方税法及び・・・を改正する法律」(第69号)

1. 消費税・地方消費税の引上げスケジュール

	現 行	H26.4.1 ～	H27.10.1 ～
国	4%	6.3% (+2.3%)	7.8% (+3.8%)
地方	1%	1.7% (+0.7%)	2.2% (+1.2%)
計	5%	8% (+3%)	10% (+5%)

2. 消費税の引き上げに当たっての措置 (附則18条)

◆ 目標とする経済指標等 (H23年度～H32年度までの平均)

・名目経済成長率：3%程度 ・実質経済成長率：2%程度

➡ ◆ ”消費税の引き上げに当たっては、名目・実質経済成長率、物価動向等、種々の経済指標を確認し、・・・総合的に勘案した上で、施行の停止も含め所要の措置を講ずる。”